

住宅取得者様用「まもりすまい保険の概要」追補版  
＜分離発注にかかる保険契約＞

**分離発注にかかる保険契約の取扱い**

**○保険金をお支払いする場合の特例**

保険付保住宅に事故が発生した場合において、当該事故に対する瑕疵担保責任を負う住宅事業者（被保険者）が倒産等により瑕疵担保責任を履行できない場合は、住宅保証機構は、当該住宅事業者（被保険者）が瑕疵担保責任を履行すべきであった損害の範囲において、住宅取得者様に保険金を支払います。

**○保険金をお支払いできない場合の特例**

保険付保住宅に事故が発生した場合において、当該事故に対する瑕疵担保責任を負う住宅事業者がこの保険契約の被保険者でない場合は、住宅保証機構は保険金を支払いません。

**○保険金額およびてん補限度額の特例**

この保険契約により支払われる保険金限度額は、被保険者であるすべての住宅事業者に支払われる保険金の額（住宅取得者様に保険金を支払う場合にはその保険金の額を含みます。）を合計して適用します。